

令和 年 月 日

主治医様

園児名

保護者様

こども園名 新町こども園

園長名 原 隆人

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思います。もしこれが下記の病気ですと、他の園児に感染する恐れがあります。

こども園は、児童福祉施設で学校ではありませんが、保健管理については学校保健安全法が適応され、学校保健安全法施行規則により出席停止になります。病気が治って登園する場合は、右の医師の証明書をいただいてこども園へ提出してください。

学校保健安全法施行規則

〈学校において予防すべき感染症〉

H28年

学校等で予防すべき感染症の種類	登園停止期間の基準
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第二種 ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く） ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで ・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発しんが消失するまで ・すべての発しんが痂皮化するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・症状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により園医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

*注 上記の表は基準であって、主治医の照明があれば、この限りではありません。

*注 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症等は対象外 ですが、発熱していたり、発熱していなくても下痢や嘔吐があったり、普段の子どもの様子と異なるときは、無理をせずこども園を休ませましょう。登園の判断に迷ったときは、主治医や囑託医に相談しましょう。

御多忙中恐れ入りますが、下記証明書は登園可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡しく下さい。

〈 き り と り せ ん 〉

証明書

新町こども園長様

氏名

(年 月 日生)

病名「

」

上記の者は 月 日より登園停止となりましたが、ほかに感染の恐れが

なくなりましたので、 月 日から登園してよいと考えます。

《 備 考 》

令和 年 月 日

医師 印